

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項に規定する健全化判断比率、同法第22条第1項に規定する資金不足比率を公表します。

令和5年度決算に基づく各指標は、以下のとおりとなり、令和4年度より実質公債費比率は0.2ポイント、将来負担比率は2.7ポイントそれぞれ改善しました。

(R4 実質公債費比率8.4%・R4 将来負担比率18.5%)

令和5年度財政健全化判断比率

(単位: %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.2	15.8
(15.00)	(20.00)	(25.00)	(350.0)

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示。

※カッコ内の数値は、国で定めた早期健全化基準。

実質赤字比率

福祉・教育・まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

連結実質赤字比率

町の全ての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を指標化し、町全体としての運営の深刻度を示すものです。

実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

将来負担比率

町の一般会計の借入金や、将来支払わなくてはならない負担等を現時点で指標化し、将来財政を圧迫する可能性を示したものです。

令和5年度公営企業資金不足比率

公営企業の経営状況を表したものが、「資金不足比率」です。この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消するのが困難になるので、経営に支障をきたすことになります。本町は、令和4年度に引き続き資金不足はありませんでした。

特別会計の名称	資金不足比率(%)
病院事業会計	—
国民宿舎事業会計	—
浄化槽設置管理等特別会計	—

※資金不足がなく、資金不足率が算定されない場合は、「—」と表示。